

平成31年箕輪町告示第70号

箕輪町飲食店創業支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町飲食店創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個性、こだわり及び魅力のある飲食店を創業しようとする者に対し、創業に係る経費の一部を補助することにより、新規創業者の獲得及び商業の活性化を図り、もって住民満足度の向上を目的として、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる飲食店をいう。ただし、居酒屋等（日本標準産業分類に掲げる酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する店）、チェーン店及びフランチャイズ店は除く。
- (2) 空き家 町内に存する建物であって、使用がなされていないことが常態であるもの及び使用がなされなくなる予定のもの
- (3) リノベーション 建物を改装し、新しい価値を加えること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、箕輪町で飲食店を創業しようとする者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町内で飲食店を主として経営しておらず、新たに飲食店を創業し、申請年度内に開店できる者
- (2) 創業後、引き続き2年以上営業を継続する見込みである者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと。
- (4) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 廃止前の箕輪町頑張る元気な商店応援事業補助金交付要綱（平成27年箕輪町告示第80号）による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 次条に規定する補助対象事業に関して、他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 町税等を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、飲食店を創業するための事業とし、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 創業に要する補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が200万円以上であること。

(2) 創業のための事業が完了し、当該年度の3月末日までに第10条の実績報告書を提出できること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する費用のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 創業に係る内外装の工事費

(2) 創業のために新たに飲食店を建築する際の建築費

(3) 飲食店での顧客サービスに要する設備機器類の備品購入費

(4) 新聞広告、チラシの作成及び配布に係る宣伝広告費

(5) 創業しようとする土地及び建物の取得費

(6) 創業しようとする建物に係る賃借料最大12か月分

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

ただし、特別な事由により町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 飲食店以外（居住部分等）の増改築に要する経費

(2) 建物の改修を伴わない給湯機器などの取替えに要する経費

(3) 飲食店と別棟の倉庫、車庫等の工事に要する経費

(4) 申請者が施工業者の場合の工事経費

(5) 増築又は改修を伴わない解体工事に要する経費

(6) 建物の取得費及び賃借料で、その契約相手が補助対象者と3親等内の親族のときの契約に係るもの

(7) 他の補助制度等を利用し、又は保険若しくは共済を適用する工事で、当該補助制度等と重複計上となる経費

(8) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった建物で、当該移転補償費の対象となる工事経費

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないとする経費（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、100万円とし、交付は一の補助対象者又は同一経営体につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金交付の申請は、原則毎年5月末日までに箕輪町飲食店創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 住民票の抄本（町外者のみ）

(2) 登記事項証明書及び定款の写し（申請者が法人の場合のみ）

(3) 工事に係る次に掲げるもの

ア 飲食店の位置図及び平面図

イ 工事前の施工箇所写真

ウ 工事内容がわかる図面

エ 工事の見積書

(4) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、町が行う必要な調査を受けることを承諾しなければならない。

(審査会及び審査基準)

第8条 当該補助金に関し、公平性及び公正性の確保と信頼性を高めるため、箕輪町飲食店創業支援補助金審査会（以下「審査会」という。）を必要に応じ設置することができるものとする。

2 審査は別表に掲げる審査基準により、交付申請ごとに評価項目が該当するか否かで点数を算出するものとし、その順位が上位のものから予算の執行を行う。ただし、点数の合計が100点未満の場合は補助対象から除外する。

（状況報告及び実地調査）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助対象事業の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、町長は、補助対象事業が補助の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助対象工事が完了し営業を開始したときは、規則第12条の規定にかかわらず箕輪町飲食店創業支援補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）請負契約書又は請書の写し（内容変更申請を提出している場合は変更に関する請負契約書又は請書の写し）

（2）工事完成写真及び営業活動中の写真

（3）補助対象経費に係る領収書の写し

（4）賃借料を補助対象経費に計上した場合は、契約書の写し及び当該計上した期間の賃借料の支払いが確認できるもの

（5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第11条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金確定後に箕輪町飲食店創業支援補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の支払を受けた者が、規則第15条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）飲食店の営業を開始して2年以内に、特別の事由なく営業をしなくなったとき

（2）飲食店の営業を開始して2年以内に、補助対象者が主たる営業をしなくなったとき

（3）飲食店の営業を開始して2年以内に、業態の変更があったとき

（4）飲食店の営業を開始して2年以内に、補助対象経費に計上されている購入備品等を売却し、譲渡し、その他当該飲食店で使用しなくなったことにより、補助対象経費が200万円未満になるとみなされる場合

（5）飲食店の営業を開始して2年以内に、第8条第2項による審査基準により該当するとしていた評価項目に該当しなくなり、配点の合計が100点未満になった又は当該審査によりつけた順位が変動し、本来の予算執行がされない順位になったとき

（この要綱の失効）

第13条 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前にした行為に対する規則第15条から第20条までの規定の適用については、平

成34年3月31日後も、なおその効力を有する。

(別表) (第8条関係)

飲食店創業支援補助金審査基準表

評価項目	配点
1 客観的にみてターゲット層が主に若者・女性である	20
2 創業者が女性	15
3 創業者が若者(申請時において満40歳未満の者)	15
4 空き家をリノベーションする	15
5 前住所が大都市で5年以上居住し、町内に居住する者 ※第6項と重複有効	15
6 町内に居住する者 ※第5項と重複有効	10
7 創業に際し、土地を購入する	10
8 創業に際し、建物を購入する	10
9 町内にない又は少ない種類の業態	10
10 雇用創出のため、事業主の他に従業員を創業から半年以内に雇用する。ただし、親族の雇用は含まない。	10
11 使用する農産物の50%以上が上伊那産であること	10
12 昼間及び夜間の両時間帯の営業を行う	10
13 下水道接続工事を行う。既に接続済みの場合も配点	10
14 補助対象経費が500万円以上	5
15 補助対象経費が1,000万円以上 ※第14項との重複有効	5
16 補助対象経費が1,500万円以上 ※第14項及び第15項との重複有効	5
17 箕輪町商工会の会員になる	5
18 箕輪町観光協会の会員になる	5
19 電子決済が可能であること	5
20 SNSで情報発信を行う	5
21 Wi-Fi設備が整い、客が使用できること	5
合計	200

(注) ここでいう「大都市」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)による特別区及び政令で指定する人口50万以上の市をいう。